

10月から国民健康保険税の特別徴収（年金からの天引き）がはじまります

年金から天引きで保険税を徴収する仕組みを「特別徴収」、本人が窓口や口座振替で保険税を支払う仕組みを「普通徴収」と呼びます。

特別徴収の対象者は、世帯主（疑主世帯主を除く）の年金から国民健康保険税が天引きで徴収されます。

特別徴収対象者世帯

①世帯内の国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満であること。

②国民健康保険世帯主が、年額18万円以上の年金を受給していること。

③世帯主の国民健康保険税と介護保険料との合算額が、年金支給額の2分の1を超えないこと。

※上記の条件をすべて満たす場合は、国民健康保険税は国民健康保険世帯主の年金から特別徴収となります。それ以外の場合は、今までどおりの納付となります。

【問い合わせ先】

役場税務課国保係

TEL 0996・86・1111

内線 1126

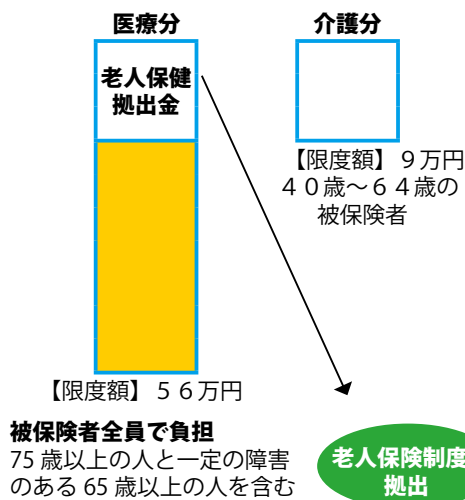
国民健康保険税の算定方法が変わります

これまででは、職場の健康保険（社会保険等）等に加えられる場合を除いて、年齢に関わらず国民健康保険に加入していました。が、制度改正によって、75歳以上の高齢者世代の人は、独立した後期高齢者医療制度に加入することになりました。

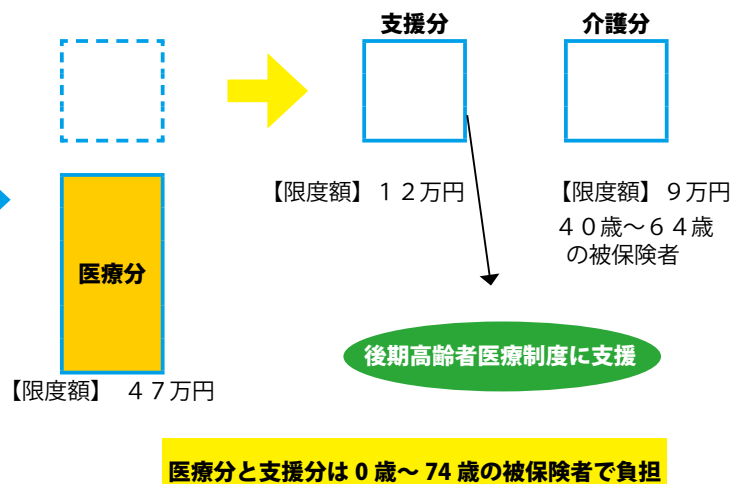
この改正にともない、高齢者世代の医療費への負担の仕組みも見直され、これまで、老人保健への拠出金を国民健康保険税の「医療保険分」に含めて算定する方法から、現役世代が負担すべき費用を「後期高齢者支援金」と分けて算定する方法に改正されました。

平成20年度から、国民健康保険税を「医療保険分」「後期高齢者支援金分」「介護保険分（40歳から64歳）」として算定するように変わります。この改正にともない、保険税の限度額も見直されます。

平成 20 年 3 月まで



平成 20 年 4 月から



平成20年4月から75歳以上の人（一定の障害のある人を含む）は、広域連合の定める保険料を納めます。

算定方法の改正

これまで国民健康保険税は、「医療分」と「介護分」の合算額でしたが、平成20年度から新たに後期高齢者医療制度を支援するための「支援分」が加わり、次の3区分の合算額になります。

- ①医療給付費分に係る課税額（医療分）
- ②後期高齢者支援金等分に係る課税額（支援分）
- ③介護納付金分に係る課税額（介護分）

改正後

$$\text{医療分} + \text{支援分 (新税率)} + \text{介護分} = \text{保険税}$$

改正前

$$\text{医療分} + \text{介護分} = \text{保険税}$$